



おおさき町

農業委員会だより

豊かな自然が宝物 みんなで紡ぐ結いのまち
—みんなが主役 新たな時代を開くゆめづくり—

No. 34

令和元年 8月15日
●発行 大崎町農業委員会
●編集 広報編集委員会
〒899-7305
鹿児島県曾於郡大崎町
假宿 1029 番地
電話 099(476)1111
内線 531・532



(稲刈り前の除草作業と稲刈)

目次

農業委員会からのお知らせ	P 2
農業者年金受給者会総会	P 3
農業委員会からのお願い	P 4



農業委員会HP案内

農業委員会からのお願い

●農地パトロールと農地の利用について

農地パトロールについては、毎年1回以上のパトロールが義務付けられています。このパトロールは、耕作放棄地の確認や無断転用防止等のために行っております。場合によっては圃場に立ち入ることもありますので、皆様方のご理解をお願いします。また、夏は雑草が繁茂する時期です。隣接農地の方々にご迷惑をかけることのないように、除草等の適時管理をお願いします。
※耕作放棄地状態になると、周囲への悪影響や不法投棄される等の原因となることにもつながります。

●農地のあっせん（売買・貸借）について

農地の売買・貸借をお考えの方は、先ず農業委員会へご相談を！！
農業委員会を介して売買をされると優遇措置（一定の条件があります）がありますので、その際は、担当の農業委員が農業委員会事務局へご相談ください。

●アンケート調査の協力について

現在、5年後・10年後の自己所有農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員がアンケート（聞き取り調査）にお伺いいたしております。
ご協力よろしくお伺いいたします。

●農地の権利移動について

農地の権利を移動するには、農地法に基づく農業委員会の許可が必要となります。なお許可の種類には、農地法3条（農地として所有権を移動）・4条・5条（転用：農地を他の目的として利用）があります。
また、転用できない農地もありますので、詳しくは農業委員会へご相談ください。
※許可なしで転用すると無断転用となりますので、ご注意ください。

●申請書等の申込期限について

1. 3条・4条・5条申請…原則、毎月月末（月によっては、1～2日前になります）
2. 利用権設定各筆明細書…毎月月末
3. あっせん申出（売買・貸借）…その都度受付の月末締め
4. 農地中間管理事業申込…その都度

◆編集後記

広報委員会編集のもと、第三十四号の農業委員会だよりをお届けします。発行にあたり取材協力をいただいた皆様には心よりお礼申し上げます。
広報委員会では、今後も経営に役立つ情報提供をしておりますのでご意見・ご要望をお寄せください。



～全国農業新聞～

全国農業新聞は、みなさまの立場に立って、中央・地方の情勢、営農や暮らしの情報を提供しています。
お申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会までご連絡ください。

発行日：毎週金曜日
購読料：1ヵ月 700円





去る4月23日、中央公民館において、大崎町農業者年金受給者会総会が開催されました。100名程の参加のもと、本年度の事業計画、収支予算等について、審議されました。

また、決議として、農業者年金「加入者累計13万人早期達成3九年運動」を承認し、新たな



農業者年金加入者の推進（特に女性・若者）を決議しました。

来賓として、大崎町長 東靖弘氏・鹿児島県議会議員 西高悟氏・おお鹿児島農協代表理事組合長（代理）に、あいさつをいただきました。

講演として、九州財務局 鹿児島財務事務所相談員の 寺師ひとみ氏に、



「金融トラブルに巻き込まれないために」と題して、講話をいただきました。

講演の主な内容は次のとおりです。

- ① うそ電話詐欺
- ② 架空請求詐欺
- ③ 還付金詐欺
- ④ 投資詐欺など

農業者年金受給者会総会が開催されました

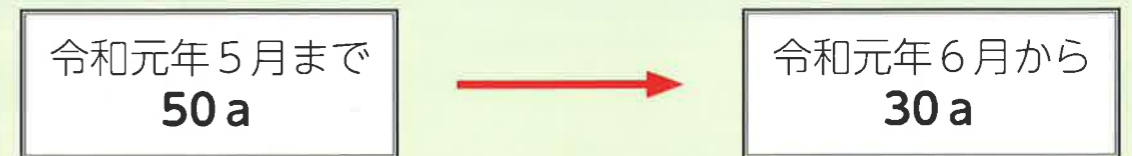
農業委員会からのお知らせ

1. 農地の下限面積を変更しました

令和元年度第2回大崎町農業委員会定例総会において、下記のとおり下限面積を変更することが決まりました。

これまでは農地を取得するためには農地取得後の経営面積が50a（5,000㎡）必要でしたが、これが30a（3,000㎡）に引き下げられました。

これまでより農地が取得しやすくなりましたので、農地取得をお考えの方は、農業委員会までお問い合わせください。



2. 農業振興地域内における農地転用に係る手続きの期間が短くなりました

農業振興地域内における農地転用は、これまで農振除外の手続きをしてその許可が下りてから農地転用の手続きを行うという形でありましたが、このたび法改正によりこの二つの手続き（申請）が同時にできることになりました。

なお、同時に申請できるのは農振地域内からの除外が確実と見込まれる場合に限られます。

3. 農地利用最適化推進委員を募集します

※農地利用最適化推進委員とは、農業委員と同じ非常勤の特別公務員となります。

※推進委員は担当区域において、

- ① 人・農地プランなど農業者等の話し合いを推進
- ② 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③ 遊休農地の発生防止・解消を推進といった現場活動が主な業務となります。

●具体的には、農家世帯へのアンケート調査の実施・担当区域内の農地の見回り等です。興味や意欲のある方の応募をお待ちしております。詳しくは農業委員会へお尋ねください。

農業者年金に加入しませんか

加入期間ごとの受給額シミュレーション（例）

- ① 30歳で加入した場合（加入期間：30年）
掛金額：毎月20,000円 掛け金総額：7,200,000円
受給総額：11,855,100円（65歳から支給を受け、86.5歳まで受給した場合）
 - ② 40歳で加入した場合（加入期間：20年）
掛金額：毎月20,000円 掛け金総額：4,800,000円
受給総額：6,862,800円（65歳から支給を受け、86.5歳まで受給した場合）
- このシミュレーションは男性の場合で、あくまでも86.5歳まで受給された場合の想定ということで（農業者年金基金）の試算シミュレーションシステムで試算したものをそのまま掲載しましたのでご了承ください。

●運用利回りは、平成29年度までの16年間の平均で計算してあります。
※このシミュレーションは目安ですので、詳しくは農業委員会へ！！

加入要件は下記のとおり

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上、農業に従事する方
- ③ 60歳未満の方